

都留郡の成立

畿内の権力は七世紀半ばには東アジアの政治地図の変動にあわせて権力の再構築をおえて、後に律令国家と呼ばれるものに発展していった。その間の生みの苦しみをものがたる大化の改新や壬申乱などは、東国とくに関東地方にも重大な影響を与えたであろう。東国に対しても、戸籍・田籍を整備させる法令を出しており、それまでの征服者に対する服属的な支配から少なくとも形の上では地域統制的な支配に移行していく過程であったようだ。また、この時期は東アジア全体の変動の時期でもあるわけであるが、それを受けて朝鮮半島から渡来してくる集団を重点的に武蔵や甲斐などに移住させたりしている。

律令制下においては、甲斐国は山梨・八代・巨摩（摩）・都留の四郡で構成される東海道の上国となった。このうち、わが都留郡がなぜ甲斐国の貫属となったのかについての経緯は現在のところわかっていない。都留郡は自然地理的にいえば国中地方よりは桂（相模）川下流の相模国との関係が大きいはずであるが政治的にはこれ以後一貫して甲斐国ということになっている。この二つの方向には含まれた関係は後々中世までずっと尾を引いていく。都留郡が甲斐国貫属となったことで第一に考えられることは律令政府の甲斐国に対する位置付けの問題である。律令制というものは全国的統治とはいっても、政府が直接に役人を派遣し掌握につとめたのはそれぞれの国府・国衙のレベルであったようだ。甲斐国についても中央政府にとっては国府と中央とを現実的につなぎそれを維持することが最大の関心事であった。甲斐国の国府は山梨郡国府や八代郡御坂町国衙に比定されている。国

府への道程は『延喜式』によれば東海道の官道から駿河の横走駅（御殿場市域）で分かれていた。本道はそこから足柄坂（峠）にかかる。この坂と東山道の碓氷坂とはさきの『紀・記』以来、畿内の勢力にとっての半異国である東国に対する第一の防衛線であると考えられた。甲斐国へは、横走から籠坂峠を越えて加吉（古）駅が置かれ、河口駅から御坂峠をへて水市駅から国府にいたることになっていた。この道程は現在に至るまで変更のしよのない富士北麓を通る險路の一本道である。古代においてこれを維持することは並大抵のことではなかったにちがいない。当時としてはきわめて未開発の地で駅を支えるべき後背地に乏しい富士北麓に二駅が設けられていることからその間の事情が推測される。そこで、これらの交通・交流体系の維持のための後背地として相模川の上流部すなわち後に桂川と呼称される一帯が甲斐国に編入されたのではあるまいか。

都留郡郷 平安時代に編纂された『和名抄』によれば、律令制下の都留郡には「相模・古郡・福地・多良・戸の比定 賀美・征茂・都留」の七つの郷が記録されている。古代の郡・郷の性格については諸説があつて断じがたい面もあるが、一般的に言えば政府が実効的支配を実現するために把握に努めた基本単位と考えてよいであろう。造籍とか班田收受とかはよく知れわたった律令政府の政策であるが、これが個別の農民に対して行われたというよりは、郷戸の戸長戸でもある郡司層が徴税や夫役を請負い、それに対する政府の保護と承認として実施されたと考えべきである。そういう意味でも、郷戸の存在の仕方は極めて重要で『和名抄』の記載についてもなお慎重な検討を要する。また郷という単位は長く中世を通しても生きているのであるが、古代的な郷は院政期以前にその役割を終り、それ以降は在地有力者の政治的な経済的な権利をあらわす「職」の単位としてのそれに変貌していく。都留郡の七郷のうち多良までの四郷は一二世紀の古写本に載せている。残りの三郷は室町時代の写本から登場する。断言はできないが最初の四郷は基本的には川下から川上への配列とすべきであろう。古

郡郷は一般的な例証から郡家郷とすべきである。福地郷は大月市鳥沢に、多良郷は都留市田原に比定地が一致している。都留市域が文書史料のうえで初めて登場した史料でもある。相模郷については、道志川流域の道志・秋山村と古郡郷の川下を当てる二説がある。先程から述べてきた古代の郡内地方の位置、さらに甲斐国の記載は「余戸」(巨麻郡)についての注意もなされていることから、後の相模国津久井郡に比定地をもとめるべきであろう。残りの三郷について、より原型に近いものに記載がないということは正式な郷ないしは余戸として編戸するものがなかったのであると解すべきであろう。したがって時代は判然としないが前の四郷より後の開発地とすべきだろう。都留郷の比定については桂川支流の鶴川地域ということに一致している。もし通説のごとく現南都留郡の河口湖以西が古代において八代郡貫属であったとするならば、この地域での他の大規模な開発余地は限定されてくる。一般的にいつて寄進地系の荘園は中世初期までの開発・再開発を前提にして荘園として寄進されていくが、現在のところ明らかになっている鎌倉期までの都留郡の荘園は大月市域の波加利(初符)荘と大原荘である。大原荘の地は右の貫属関係の比定からいえば八代郡に入ったのではないだろうか。波加利荘は桂川支流の初符川沿いの地で近世以降の感覚でいえば狭い谷戸に近い流域であるが、古代から中世にかけての山間地荘園としては、特に珍しいものではない。この波加利荘は鎌倉初期の立荘の段階ですでに本荘・新荘にわかれている。賀美郷・征茂郷を比定していく場合の一つの示唆にはなりうるかとかんがえる。多くの場合には『甲斐国志』を用いながら、賀美_上は、征茂_下は多良郷の上・下ということになっている。しかし、『和名抄』の郷の配列の一定の秩序によっているとすべきで、多良郷は基準にならないのではないか。このような比定を前提とすれば征茂郷についてのいま一つの可能性は、大月市域の葛野川の流域であるが、この比定は今後の検討課題としたい。